

各商工会議所 会頭 様
佐賀県商工会連合会 会長 様
佐賀県中小企業団体中央会 会長 様
佐賀県経営者協会 会長 様

佐賀県産業労働部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条
に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（通知）

日頃より本県の産業労働行政に対し御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、今般、厚生労働省から通知があり、新型コロナウイルスに感染した就業者の就業制限の解除や濃厚接触者の待機期間の解除については、下記のとおりとなっています。

つきましては、内容について御確認いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の患者で就業制限を解除された方、また濃厚接触者となった方で待機期間を解除された方が勤務等を再開するに当たり、職場等から検査の陰性証明を求めないことについて、会員の団体及び企業に対しお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、厚生労働省の事務連絡を添付しますので、御参照ください。

記

- 1 就業制限の解除については、入院あるいは宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととされています。
- 2 就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はありません（ ）。
- 3 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はありません（ ）。

（ ） 現在、PCR検査等は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合において実施しており、医師や自治体にPCR検査等が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。

<担当> 佐賀県産業労働部産業政策課 経営担当

TEL：0952-25-7093 FAX：0952-25-7270

E-mail：sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp